

事業報告書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1. 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 高井外科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岐阜市正木 1978 番地の 72
- (3) 設立認可年月日 昭和 53 年 10 月 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 53 年 10 月 13 日

2. 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	高井外科	2110104821	岐阜市正木 1978 番地の 72	一般病床 10 床 [医療保険 10 床]

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務)
該当事項なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
該当事項なし
- (4) 当会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 7 年 5 月 30 日 令和 6 年度決算の確定
令和 8 年 3 月 28 日 令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 高井外科
所在地 岐阜市正木1978番地の72

財 産 目 録

(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	562,540 千円
2. 負 債 額	174,309 千円
3. 純 資 産 額	388,231 千円

(内 訳)	区 分	(単位:千円) 金 額
A	流 動 資 産	456,763
B	固 定 資 産	105,777
C	資 産 合 計 (A+B)	562,540
D	負 債 合 計	174,309
E	純 資 産 (C-D)	388,231

土地建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 □賃借 ■部分的に所有(部分的に賃借))

建 物 (■法人所有 □賃借 □部分的に所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 高井外科
所在地 岐阜市正木1978番地の72

※医療法人整理番号

貸借対照表
(令和8年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	456,763	I 流動負債	174,309
II 固定資産	105,777	II 固定負債	0
1 有形固定資産	101,643	負債合計	174,309
2 無形固定資産	817	純資産の部	
3 その他の資産	3,317	科目	金額
		I 資本金	4,261
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	383,970
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	388,231
資産合計	562,540	負債・純資産合計	562,540

法人名 医療法人 高井外科
所在地 岐阜市正木1978番地の72

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自令和7年4月1日至令和8年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	187,704
2 事業費用	108,642
本来業務事業利益	79,062
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	79,062
II 事業外収益	3,154
III 事業外費用	
經常利益	82,216
IV 特別利益	2,173
V 特別損失	
税引前当期純利益	84,389
法人税等	160
当期純利益	84,229

監事監査報告書

医療法人 高井外科
理事長 高井 宏政 殿

私は、医療法人 高井外科の令和7年会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月20日

医療法人 高井外科

監事 高井 敬子